

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に関する申し合わせ書

(目的)

- 1 本申し合わせ書は、「災害時における応急対策業務に関する協定書」第3条第5項に基づき、南海トラフ地震発生時に、被害の全容の把握を待つことなく直ちに開始する(以下「自動参集」という。)業務内容について以下のとおり申し合わせる。

(業務の内容)

- 2 一、南海トラフ地震が発生した場合に、乙の会員の出勤を要請する内容は、別表のとおりとし、乙が要請に基づき現地へ派遣する会員の技術者や連絡系統等を定めた業務の実施体制を毎年更新し、変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。
甲は事務所長等に乙の実施体制等を通知しておくものとする。
- 二、第3項の一に規定する業務の実施体制は、南海トラフ地震が発生した場合に自動参集することとし、各ブロック拠点の市町村において最大震度6弱以上を観測した場合に適用する。ただし、拠点への参集が困難な場合においては、安全の確保を優先する。
- 三、自動参集後の状況に応じて、技術者の増減及び応急対策に関する測量・調査・設計等に係る支援業務については、先遣班長と各ブロック拠点の責任者の協議により定めるものとする。
- 四、乙又は乙の会員が自動参集に要した費用について、請求することができるものとする。

(協議)

- 3 この申し合わせ書に定めのない事項又はこの申し合わせ書の各項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

平成31年3月27日

甲 四国地方整備局 企画部長

荒瀬美和



乙 四国地質調査業協会 理事長

神野邦彦



別 表

(支援を求める業務) 南海トラフ地震への応急対策業務

支 援 場 所 及 び 管 轄 エ リ ア	支 援 内 容	連 絡 先
TEC-FORCE 総合司令部 (四国地方整備局) 四国 95 市町村全域	四国管内の応急対策 業務支援調整に係る 技術者 (2名程度)	四国地方整備局災 害対策本部 087-851-8061
自治体支援ブロック拠点 (徳島河川国道事務所) 徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、小松島市、 美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、 神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、 上板町、つるぎ町、東みよし町	ブロック拠点内応急 対策業務に係る先遣 班 (3名程度)	徳島河川国道事務 所災害対策支部 088-654-2211
自治体支援ブロック拠点 (那賀川河川事務所) 阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町		那賀川河川事務所 災害対策支部 0884-22-6461
自治体支援ブロック拠点 (四国山地砂防事務所) 三好市、本山町、大豊町、土佐町、大川村		四国山地砂防事務 所災害対策支部 0883-72-5400
自治体支援ブロック拠点 (香川河川国道事務所) 高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、 東かがわ市、三豊市、綾川町、琴平町、 多度津町、まんのう町、坂出市、土庄町、 小豆島町、直島町、宇多津町、善通寺市、 三木町		香川河川国道事務 所災害対策支部 087-821-1561
自治体支援ブロック拠点 (松山河川国道事務所) 松山市、今治市、新居浜市、四国中央市、西条市、 伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、 上島町		松山河川国道事務 所災害対策支部 089-972-0034
自治体支援ブロック拠点 (大洲河川国道事務所) 宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、 伊方町、松野町、鬼北町、愛南町		大洲河川国道事務 所災害対策支部 0893-24-5185
自治体支援ブロック拠点 (高知河川国道事務所) 高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、 いの町、佐川町、越知町、仁淀川町、日高村		高知河川国道事務 所災害対策支部 088-833-0111
自治体支援ブロック拠点 (土佐国道事務所) 室戸市、安芸市、須崎市、東洋町、奈半利市、 田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、 中土佐町		土佐国道事務所災 害対策支部 088-884-0359
自治体支援ブロック拠点 (中村河川国道事務所) 四万十市、宿毛市、土佐清水市、梶原町、津野町、 四万十町、黒潮町、大月町、三原村		中村河川国道事務 所災害対策支部 0880-34-7301

